

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。</p> <p>(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の</p>	<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。</p> <p>(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による</p>

2 第 1 項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第 1 項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4～6 略

(廃物認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと、同法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 略

(処分)

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。この場合において、当該放置自動車内に放置されている物件（以下「放置物件」という。）があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 放置物件に係る表示

(5) 略

(6) 略

抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

4～6 略

(廃物認定)

第7条 知事は、第4条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による抹消登録がなされていること。

(2)及び(3) 略

2 略

(処分)

第8条 知事は、前条第1項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、前条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、第4条第1項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じているときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。この場合において、放置物件があるときは、遺失物に該当するものを除き、当該放置自動車の処分に併せて当該放置物件の処分を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

3 知事は、前項の規定により告示をした日の翌日から起算して6月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に、新条例第7条第1項の規定により廃物と認定した放置自動車について適用し、施行日前に改正前の鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第7条第1項の規定により廃物と認定された自動車については、なお従前の例による。